

別紙様式第 17 号（第 146 条関係）

29.7cm以上

20cm以上

信 用 金 庫 代 理 業 者 許 可 票

信 用 金 庫 代 理 業

許可番号 金 融 庁 長 官 ( ) 第 号

(財務 (支) 局長)

(信用金庫代理業者の商号、名称又は氏名)

(所属信用金庫の名称)

(記載上の注意)

- 1 「所属信用金庫の名称」には、所属信用金庫（信用金庫法（以下「法」という。）第 85 条の 2 第 3 項に規定する所属信用金庫をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。二以上の所属信用金庫があるときは、全ての所属信用金庫の名称を記載すること。
- 2 法第 85 条の 3 に規定する金庫等が信用金庫代理業を行う場合にあつては、許可番号に代えて、同条の規定により信用金庫代理業を行う者である旨を表示すること。
- 3 銀行法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 106 号。以下「改正法」という。）附則第 12 条第 1 項の規定により改正法の施行日から起算して三月間、法第 85 条の 2 第 1 項の許可を受けず信用金庫代理業を行うことができる者にあつては、「信用金庫代理業者許可票」の文字を削り、許可番号に代えて、改正法附則第 12 条第 1 項の規定により法第 85 条の 2 第 1 項の許可を受けず信用金庫代理業を行う者である旨を表示すること。